

住宅リフォーム補助

担当 建築住宅課

☎046(252)7396
FAX 046(255)3550

地域経済の活性化と居住環境の向上を目的として、住宅リフォーム補助を実施します。詳しくは市ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。

○対象 座間市に住居登録のある人が所有・居住する住宅（共同住宅は専有部分、併用住宅は住宅部分）で、次の全てに該当するもの

- ・市税を滞納していない
- ・市内に本店・本社がある業者が行う工事
- ・他の補助制度や南関東（火）

○補助金額 5万円（前年度に補助を受けた方は対象外）

○募集件数 51件（多数抽選。抽選日は6月7日）

リフォーム内容	対象	対象外
浴室・キッチン・洗面室・トイレのリフォーム	給排水衛生換気・電気・ガス設備工事	オール電化住宅工事
屋根のふき替え・塗装・防水工事	外壁の張り替え・塗装工事	部屋の間仕切りの変更工事
床・壁・窓・天井・屋根の断熱改修工事	床・内壁・天井材の張り替えや塗装などの内装工事	ふすま紙・障子紙の張り替えや畳の取り替え（表替え、裏返しも含む）
雨どいなどの取り替え・修理	建具や開口部の取り替え・新設工事	造り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）
造り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）	他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消など）
耐震改修工事（屋根の軽量化、壁・基礎補強など）	スマートハウス関連設備工事	防音工事（天井・壁・サッシの改修など）
防音工事（天井・壁・サッシの改修など）	門扉、塀（フェンスなど）、ブロック塀改修	床面積が変更となる工事（増・改・減築）
門扉、塀（フェンスなど）、ブロック塀改修	床面積が変更となる工事（増・改・減築）	外周関係（外構など）の工事
床面積が変更となる工事（増・改・減築）	外周関係（外構など）の工事	電化製品（エアコン、照明・暖房器具など）、給湯器などの購入費用
外周関係（外構など）の工事	電化製品（エアコン、照明・暖房器具など）、給湯器などの購入費用	消火器の購入費用
電化製品（エアコン、照明・暖房器具など）、給湯器などの購入費用	消火器の購入費用	ハウスクリーニング
消火器の購入費用	ハウスクリーニング	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
ハウスクリーニング	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	害虫駆除
公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	害虫駆除	

○申込方法 5月10日（火）～24日（火）に市役所

4階建築住宅課で配布する申請書（市ホームページからダウンロード可）、見積書の写し（施工業者の名称、所在地、電話番号の記載と押印があるもの）、住宅の現況写真（住宅の全景、工事部分、撮影日付入りのもの）を直接担当へ

※1業者の申請枠は5件まで。



マンション耐震診断事業補助制度

担当 建築住宅課

☎046(252)7396
FAX 046(255)3550

市では、地震に強いまちづくりを推進するため、マンションの耐震診断を行う管理組合に対し、耐震診断に要する費用の一部を補助します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

○対象建築物 次の全てに該当するもの

- ・市内のマンションである
- ・管理組合の集会において耐震診断の実施に関する決議を得ている
- ・耐震診断に関し、この補助金以外の交付決定を受けていない

マンションとは

区分所有者が存する建築物で、次の全てに該当するもの。

- ・延べ面積の2分の1を超える部分が共同住宅である
- ・住戸総数の過半数を、現に区分所有者の居住の用に供している

・昭和56年5月31日以前に建築基準法の規定による建築確認を得て建築工事に着手し、かつ、それに係る検査済証の交付を受けたもの

○対象者 耐震診断を受けるマンションの管理組合

○補助金額 棟ごとに耐震診断に要する費用（消費税および地方消費税相当額を除く）の2分の1以内の額で、1件につき150万円（延べ床面積千平方メートル未満の場合は、1平方メートル当たり1500円）

◆注意事項

補助金の事前相談を行う前に耐震診断に着手した場合は、補助金の交付を受けられませんので必ず事前にご相談ください。

耐震診断の結果について、耐震判定委員会から適正であると評価を受けなければなりません。

木造住宅無料耐震相談会

担当 建築住宅課

☎046(252)7396
FAX 046(255)3550

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震相談会を実施します。

○とき 5月28日（土）午前9時30分～午後4時

※相談は約45分で時間予約制（申込順）。

○ところ 青少年センター3階3-1会議室

○相談員 神奈川県建築士

事務所協会 座間支部会

○持ち物 受付後に市が送付する書類、確認申請などの図面（略図可）、建物状況が分かる写真など

○申込方法 5月6日（金）までに電話、ファクスまたは直接担当へ

相談会参加者への補助

相談会に参加した方へ次の通り補助します。なお、住宅耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除および固定資産税額の減額措置制度があります。

○耐震診断を希望する方 耐震診断費の2分の1（上限5万円）

○改修計画書の作成を希望する方 改修計画書作成費用の2分の1（上限5万円）

○耐震改修工事を実施する方 現場立ち会い費用の2分の1（上限3万円）

と耐震工事費用の2分の1（上限50万円）、一定の収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者を利用した場合は20万円加算

※一般財団法人日本建築防災協会では、自宅などのパソコンから簡単に建物の耐震診断ができるプログラム「誰でもできるわが家の耐震診断」を配信しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

危険ブロック塀等撤去補助金

担当 建築住宅課

☎046(252)7396
FAX 046(255)3550

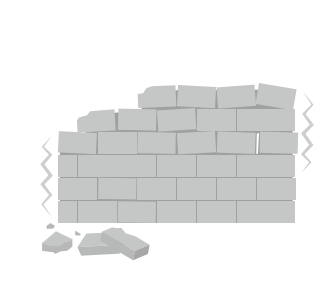
地震による倒壊の恐れのあるブロック塀（コンクリートブロック塀石積塀、万年塀、門柱）などの撤去費用の一部を助成します。詳しくは担当へお問い合わせください。

○対象 次の全てに該当するもの

- ・道路からの高さを60センチメートル未満にする工事（道路に面さない部分は対象外）
- ・申請者がブロック塀の所有者である
- ・ブロック塀等点検表で危険と判断される
- ・未着工の工事
- ・令和5年3月31日までに完了し、実績報告書の提出ができる工事

○補助率 ▽通学路Ⅱ撤去費用（税抜）の4分の3（上限15万円） ▽通学路

以外Ⅱ撤去費用（税抜）の2分の1（上限10万円）



広告

一生懸命
ただ、それだけです。

外壁塗装・屋根塗装・増改築・リフォーム 専門店
株式会社 ウイングビルド
0120-45-7775
大和店 OPEN!! 神奈川県大和市渋谷1-9-11
神奈川県横浜市深谷中8-1-12

リフォーム室 新設

PayPay au PAY使えます! イオンのリフォームローン使えます!
au PAY アイオンプロダクトファイナンス